

生徒との連絡手段に関するガイドライン

北海道富川高等学校

1 趣旨

近年、電子メールや SNS 等を介した生徒とのやり取りに端を発した事件・事故が数多く発生している

こうした状況を未然に防ぐために、本校における教職員と生徒との間の連絡手段に関するガイドラインを次のように定める

2 適用対象

- (1) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用した通話や電子メール
- (2) LINE、フェイスブック、エックス（旧ツイッター）などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- (3) その他、教職員と生徒の間の個人連絡を仲介すると思われるものすべて

3 具体的内容

- (1) 【使用場面の限定】上記 2 に該当するものを生徒との間に使用するのは、以下の場合に限定する。

- ① HR 担任が自 HR の生徒に対して発する連絡
(後日 HR において口頭などで連絡できるものを除く)
- ② 部活動・委員会（生徒会含む）の顧問が自らが担当する関係生徒に対して発する連絡
(後日の活動において口頭などで連絡できるものを除く)
- ③ 上記以外の場合においては、連絡を取る生徒の保護者等が、その事実について承諾している場合に限る
- ④ 使用する時間帯についても、良識にてらして、これを配慮する

- (2) 【内容の限定】使用する内容は、以下に限定する

- ① 教員の側からの連絡は、予定連絡や確認など一方的事務連絡のみとし、相談のような双方向のやり取りは、学校において対面した上で適切に行う
- ② 生徒の側からの連絡も、欠席等の事務連絡のみとし、それ以外は学校において対面した上で適切に行う旨、生徒に説明する

4 留意事項

- (1) 本ガイドラインを設定したことやその内容を生徒・保護者等に速やかに伝え、理解と協力を求めるものとする
- (2) 本ガイドラインの適切さや有効性を常に検証し、改善が必要な場合は速やかに取組、よりよいものとするよう努める

平成 27 年作成

令和 6 年 8 月 23 日一部改正